

教育旅行民泊の受入における基本的な感染予防策の手引き I

～「各受入家庭」で取り組む基本的な感染予防策の要点整理～

令和3年8月3日

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

1. 感染予防のための基礎知識

(1) 感染経路別の予防のポイント

ウイルスを含む飛沫が「目、鼻、口の粘膜に付着する」のを防ぐ（「飛沫感染」の予防）

ウイルスが付着した手で「目、鼻、口の粘膜と接触する」のを防ぐ（「接触感染」の予防）

出典：「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版改訂版（ver. 2.1）」
(令和2年3月10日) 一般社団法人日本環境感染学会

(2) 新型コロナウイルス感染症についての特徴

一般的な状況における感染経路の中心は「飛沫感染」及び「接触感染」であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

「集団感染」が生じた場の共通点を踏まえると、特に、

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（以下、「三つの密」と表記）の場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

これ以外の場であっても、「人混みや近距離での会話」、「特に大きな声を出すことや歌うこと」には感染のリスクが存在すると考えられる。「激しい呼吸や大きな声を伴う運動」についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

出典：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」
新型コロナウイルス感染症対策本部

(3) 「マイクロ飛沫」による感染の危険性

閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、「小さな飛沫（マイクロ飛沫や飛沫核）」は少なくとも20分以上、空気中を漂い、屋内にいる人が吸引することで感染する危険性がある。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

□「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を図りつつ、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知

□室内で「三つの密」を避ける。

特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す

□業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドライン等の実践

□風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ

□従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知

□家族以外の多人数での会食を避けること等

出典：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



(5) これまでのクラスター分析で得られた知見

内閣官房「感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト」の中で、

- ・これまでの感染拡大の経験から、感染リスクが高い行動や場面が明らかになってきた。
- ・一方で、屋外で歩いたり、十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的と考えられる。
- ・新型コロナウイルス感染症の伝播は、主に「クラスター」を介して拡大することが分かっている。ことを紹介している。

さらに、「これまでのクラスター分析で得られた知見」から、

- ・感染リスクが高まる「5つの場面」
- ・感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫が新型コロナウイルス感染症対策分科会により提言としてまとめたことを紹介している。

参考：特に感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1：飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面3：マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面4：狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5：居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト 内閣官房

参考：会食時に注意したいポイント

【利用者みなさんへ】

- 飲酒をするのであれば、
 - ① 少人数・短時間で
 - ② なるべく普段一緒にいる人と
 - ③ 深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で
- 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
- 座の配置は斜め向かいに
 - ・ 正面や真横はなるべく避ける
 - ・ 食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり
- 食べる時だけマスクを外し、会話の時は隙間ができないよう適切なマスクの着用を行うこと
(フェイスシールド・マウスシールド※1 はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2)
- ※1 フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
- ※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要
- 換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン※3 を遵守したお店で
 - ※3 従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。
- 体調が悪い人は参加しない。

【お店みなさんへ】

- お店はガイドラインの遵守を
(例えば、従業員の体調管理やマスクの着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。)
- 利用者に上記の留意事項の遵守や、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- 基本はマスクの着用や三密回避。室内では換気を良くして
- 集まりは、少人数・短時間にして
- 大声を出さず会話はできるだけ静かに
- 共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を

出典：感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト 内閣官房



2. 各受入家庭による「受入中に感染を起こす場面・箇所等」の予見（リスク評価）

【想定される場面】

受入中での「移動・到着・会話・調理・体験・食事・入浴・睡眠・洗顔・歯磨き・出発等」の各場面

【想定される感染リスク】

咳やくしゃみ、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うこと等による「飛沫感染」

人が接触した箇所を触ることによる「接触感染」

閉鎖空間での「三つの密」の発生による「マイクロ飛沫感染」等

(1) 受入中に「飛沫感染」を起こす場面を想定すること

「人と人との距離（できるだけ2m（最低1m）」を確保できない場面

「人混み」や「近距離での会話」が起きる場面

「特に大きな声を出す」ことや「歌う」こと等

(2) 受入中に「接触感染」を起こす箇所を想定すること

人が接触する箇所

例：机、椅子、ドアノブ、スイッチ、便座、自家用車のドアノブ・ハンドル・トランク等

共同で使用する器具

例：調理・体験等で使用する道具、リモコン、タブレット、PC（キーボード、マウス等）等

(3) 受入中に「マイクロ飛沫感染」を起こす場面を想定すること

「三つの密」が生じやすい「移動・到着・会話・調理・体験・食事・入浴・睡眠・洗顔・出発等」の場面

屋内で「効果的な換気」を行えない場面や場所

就寝時に「三つの密」が生じやすい「部屋割り」や「布団・ベッドの配置」等

(4) 「手指衛生」を行えない場面を想定すること

各場面の中で「石鹸・流水による手洗い」または「アルコールによる手指消毒」を行えない場面

(5) 感染した場合の重症化リスクが高い持病等が有る場合

該当者はより慎重に教育旅行民泊の受入を検討すること（かかりつけ医への相談等）。

【感染した場合の重症化リスクが高い持病等の対象】

高齢者

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方

免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

3. 「受入前（準備段階）」での基本的な感染予防策

(1) 各受入家庭による「感染予防を意識した日常生活」の実践（参考：「新しい生活様式の実践」）

- 「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）
注：着用による「熱中症」に注意→対策：人との距離をとって外す等
- 「咳エチケット」の徹底（ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆うこと、人との距離をとること）
- 「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと（接触感染の予防）
- 「着用中・後のマスク」や「不特定多数の方が触る箇所」には極力触らないこと（接触感染の予防）
- こまめに「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施
注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択
- 「大声を出さないこと」の奨励（近隣の者との日常会話程度は可（但し、「隙間ができないよう適切なマスクの着用を行うこと」が前提）
- 「換気」の実施
 - ・窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」、または法令を遵守した空調設備による「常時換気」を行うこと
 - ・寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫をすること注：「通常のご家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）
注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）
※必要に応じ、CO2測定装置で換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと
- 「保湿」の推奨（乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿すること）
- 「密集」の回避（休憩時間・待合場所・各受入先等での密集回避、来訪人数の調整（人数制限の実施）
- 「人と人との身体的距離」の確保（「2m（最低1m）」の間隔の確保に努めること）
- 集まりは「少人数・短時間」にすること（モバイル端末等での伝達等）
- 「他人と共用する物品」や「手が頻回に触れる機会」を減らす工夫をすること
- 共用部のトイレでの手洗いの徹底やタオルの共用禁止
- 衣服等のこまめな「洗濯」
- 「飲食等による感染防止」の徹底
 - ・「飲食用に感染防止策を行ったエリア以外」での飲食の制限、「過度な飲酒」の自粛
- 特に感染リスクが高まる「5つの場面」での感染予防の徹底（「参加の自粛」も含む）
- 毎朝の体温測定・健康チェック（「受入14日前から」は必ず実施）
 - ・「高熱」の判断には「平熱時との比較」が必要なため、複数日の体温測定で自身の平熱を把握すること
 - ・「感染の疑いのある症状がある場合」は「かかりつけ医」や「各都道府県の帰国者・接触者相談センター」等に相談すること

参考：感染の疑いがある症状の目安（例）

- 「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合
- 「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合
 - ・症状が4日以上続く場合は必ず相談すること
 - ・症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること

(2) 「受入中の取組ごと」に「人と人との距離」を確保する準備（できるだけ2m（最低1m）空ける）

□受入中の取組ごとに「人と人との距離」を確保する工夫

- 「取り組む人数・役割・順番・配置等」の工夫を検討しておくこと
- 部屋数・部屋の広さ・物の配置等に応じて「就寝時の部屋割り、布団・ベッドの配置」を工夫すること
例：睡眠時は頭と頭の間の距離

□「大人数（10人以上を想定）による取組」は避けること

□可能な限り、「会話や食事をする際」は「真正面の位置での位置を避けること」

【対策例】「互い違いに座る」、「椅子の数や配置」の工夫

【「どうしても真正面の位置に座る必要がある場合」の対策例】

- 「パーティションや飛沫防止用のシート（ビニール製のカーテン等）」が設置されている場合は「それらを挟む位置で座る」こと

注：火災予防のために「飛沫防止用のシート」は「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近く」に原則設置しないこと

注：「これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合」にあつては、「燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）」を使用すること

- 「フェイスシールド、目を保護するゴーグル等」を着用すること

(3) 「各受入家庭での感染予防策を行える受入人数(定員)」の算定

- 各受入場面で「人と人との距離の確保」等の感染予防策を行える人数の算定（※広さ・部屋数等を参考に）

(4) 受入中に「人が接触する箇所・器具の消毒・除菌」の実施

□「人が接触する箇所・器具」の想定

人が接触する箇所の例：机、椅子、ドアノブ、スイッチ、便座、自家用車のドアノブ・トランク等

共同で使用する器具の例：体験で使用する道具、リモコン、タブレット、PC（キーボード、マウス）等

- 人が接触する箇所・器具の消毒・除菌は「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること

【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】

1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）

(5) こまめな洗濯・洗淨

- 衣服、シーツ、枕カバー等の洗濯（洗濯用洗剤の使用可）
- 使用した調理器具、食器等の洗淨（食器用洗剤の使用可）

(6) 「家族・従業員等の共用箇所」での対策

【休憩スペース】

- 一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛
- 休憩スペースの常時換気
- 「共用する物品（テーブル、いす等）」の定期的な消毒
- 入退室前後の手洗いまたは手指消毒

【トイレ】

- 共通のタオルの利用の自粛

【ごみ捨て】

- 鼻水・唾液等が付いたゴミや手指衛生で使用したペーパータオルは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること
- ゴみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること（マスクは「隙間ができないよう適切な着用」を行うこと）
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指を「石けんと流水に手洗い」または「手指消毒」を行うこと

(7) 「手指衛生」の準備

- 「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」を準備すること

【「石鹸・流水による手洗い」の場合の準備】

石鹸、ペーパータオル（または各自のタオル・ハンカチ（共用禁止））、ペーパータオルを捨てるビニール袋

【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合の準備】

「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」を用意し、玄関等に配置すること

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

(8) 「換気」の準備

【「窓開けによる換気」の場合】

- 「2方向の窓や戸」を「全開」にすることで「屋内に風の流れ」ができることを確認すること
 - 「窓が1つ」の場合は「入口のドア」を開けて「風の流れ」ができることを確認すること
- ※「扇風機や換気扇を併用すること」で換気効果を向上することができる。

【「空調設備による換気」の場合】

- 「法令を遵守した空調設備」を使用すること

注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）

- 「常時」換気できること
- 必要に応じ、CO2 測定装置で換気状況を常時モニターし、「1000ppm 以下」を維持することも望ましいこと

(9) 「受入中に利用を想定している施設・会場・サービス等」による感染予防策の確認

- 「基本的な感染予防策を講じていない施設・会場・サービス等」を利用しないこと
- ※想定される施設・会場・サービス等の例：入浴施設（浴場・更衣室等）、体験、見学等
- ※詳細については「別紙2」を参照

(10) 「分かりやすい感染予防策の案内」の掲示

□案内例：マスクの正しい付け方、正しい手洗いの方法、トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと等

※以下の資料・画像のデータは以下のサイトから取り出すことができる。

※マスクの着用方法について、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照

感染症対策

へのご協力をお願いします

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2

手の甲をのぼすようにこすります。

3

指先・爪の間を念入りにこすります。

4

指の間を洗います。

5

親指と手のひらをねじり洗います。

6

手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやるう

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる

■ 詳しい情報はこちら



出典：「新型コロナウイルス感染症について「Q&A、自治体・医療機関・福祉施設向け情報」厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4

熱中症予防 × コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に!

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密(密集、密接、密閉)」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに!



屋外で

人と2m以上
(十分な距離)
離れている時

〔 マスク着用時は 〕



激しい運動は避けましょう

のどが潤いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう

(11) 受入中に感染予防策のために必要となる物品の用意

参考：教育旅行民泊の受入中に受入家庭において必要となる物品（例）

- マスク：受入家庭の家族の受入日数分＋予備分
- 手洗い用の石鹸：配置する個数分
- 手指消毒用のアルコール消毒液（70%以上のエタノール（※1））：配置する個数分

（※1）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

- 手洗い後に拭き取るペーパータオル（または個人用のタオル（※共用禁止））
- 使用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋
- ゴミ箱：手洗い場、寝室等には必ず配置
- モノを拭き取る消毒液（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法による（※2））

（※2）モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法

1. 熱水（食器や箸等は「80℃の熱水に10分間さらす」と消毒できる（※火傷に注意））
2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

参考：特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- 清拭消毒等の際に使用する使い捨て手袋（ビニール製・ゴム製）
- 家庭用洗剤（洗濯・食器洗い・トイレ・洗面所等のすすぎに使用）
- 体温計（受入家庭の家族用（※「非接触型の体温計」は参加者・同行者に使用することも可能）
- 参加者向け感染予防策の掲示物（※掲示するものがある場合）
- 「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との協議等で決定した物品等

参考：感染予防のために参加者（子供達）が用意する持ち物（例）

- マスク：滞在日数分（1日1枚）＋予備分
- ハンカチ：1日1枚（手洗い用・個人で使用）
- ティッシュ
- タオル（手洗い、調理、入浴等での使用）
- 外したマスクを置けるもの（例：清潔なビニール袋やハンカチ等）
- 体温計（個人用）
- 使用したマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋
- 着替え（外出用、屋内用）
- ブラシ
- 歯磨きセット
- 受入予定の学校・団体（旅行会社）との協議等で決定した持ち物等

参考：ペットボトルを利用した「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム」の消毒液の作り方

	要点の説明
用意	①市販の漂白剤(塩素濃度約5%) ※製品によって濃度が異なるので要確認
	②空・洗浄済みの500mlのペットボトル ※ペットボトルのキャップ1杯が約5mlに相当
	③油性ペンまたは記入可能なシール ※消毒液の容器に飲料ではないことを表記するため
作成方法	①500mlのペットボトルに「飲んではいけない(危険)」等を表記する(誤飲防止)
	②500mlのペットボトルに水(水道水)を入れる
	③市販の漂白剤(塩素濃度約5%)の原液をペットボトルのキャップに1杯分入れる
	④500mlのペットボトルの水にペットボトルのキャップ1杯分の原液を入れて混ぜる(完成)
注意事項	①市販の漂白剤の「使用上の注意」をよく読んでから使用すること
	②市販の漂白剤が「塩素濃度約5%」でなくとも、濃度に応じて調整すれば使えること
	③誤飲防止のために、容器に「飲んではいけない(危険)」ことが分かるように表記をすること
	④消毒液は時間が経つにつれ効果が減るので、作り置きをしないこと(使い切る)

0.05%次亜塩素酸ナトリウムの作り方

500ccの洗ったペットボトルに

5%次亜塩素酸(※市販に多い→)なら、
5cc入れてから水で500ccに薄める

=0.05%次亜塩素酸ナトリウム



1%次亜塩素酸なら、
25cc入れてから水で500ccに薄める

=0.05%次亜塩素酸ナトリウム

出典：「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために(初版)」(令和2年4月13日)

防衛省資料作成：陸上自衛隊東部方面衛生隊 監修：陸上幕僚監部

参考：「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム」による清拭消毒を行う場合の要点整理

	要点の説明
消毒方法	ペーパータオル等に十分に消毒液を含ませて消毒したい箇所・器具を拭き、自然乾燥させること
	濡れている場合には水分をふき取った後、ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭くこと ※金属部位の場合：錆びる可能性があるため、消毒薬で拭いた後に「水拭き」を行うこと
作業上の注意	①「マスク・手袋」を装着して作業すること。 ※マスクは隙間ができないよう適切な着用を行うこと
	②必ず「換気」すること
	③スプレーボトルによる噴霧はしないこと(※ウイルスが飛散するリスクがあるため)
	④清掃の順番は、「きれいなところ」から「汚いところ」へ、また「上」から「下」へ拭くこと
	⑤拭く方向は「一方向だけ」にすること(「往復しない」こと)
	⑥「一拭きごと」に、ペーパータオル等は「きれいな面」に変えること
	⑦「一回使用したペーパータオル」は汚れがついているので「廃棄」すること →ビニール袋に入れて縛って捨てること(「燃えるゴミ」扱い)

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

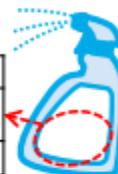
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

出典：ポスター「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」

経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf>

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

出典：ポスター「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」

経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf>

(12) 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の利用の推奨

日頃からスマートフォンを使用している方には、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けられる「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をインストールしていただくことを推奨する。

接触確認アプリ (COCOA) を使用の際には必ず「携帯電話の電源と Bluetooth を on」にする。

また、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ (COCOA) を機能させるため、「電源を on にした上で、マナーモード」にする。

参考：スマートフォンへの「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」のインストール方法

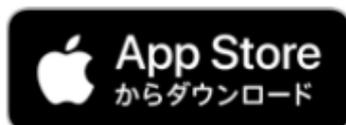
スマートフォンを使用している方には新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をインストールすることを推奨する。

このアプリは「App Store」または「Google Play」からインストールすることができる。



【ダウンロードする方法】

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



※ 「接触確認アプリ」で検索するとインストールできる WEB ページを見つけることができる。

※ 「本アプリを紹介したチラシ」は以下のサイトからダウンロードできる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642043.pdf>

4. 受入中の基本的な感染予防策

(1) 参加者（子供達）への「感染予防を意識した行動」のお願い

「自分が感染しないための行動」と「人に感染させない行動」のお願い

※自分が「無症状感染者である可能性があること」を想定して行動すること

(2) 「感染予防」のために各受入家庭と参加者（子供達）による共同の取り組み

(3) 「感染の疑いがある症状」が確認された場合の対応

参加者（子供達）を受入家庭に預ける前に行った体温測定・健康チェックで感染の疑いがある症状が生じている者がいた場合、その者を受入家庭に預けずに、受入地域団体と送り側で対応する（待機、各都道府県の帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医等への相談、搬送等）。

受入中に感染の疑いがある症状が生じている者があらわれた場合、受入家庭は受入地域団体の担当者に報告し、受入地域団体が定めた方法（待機、各都道府県の帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医等への相談、搬送、その他の指示等）で対応する。

参考：受入中に「感染の疑いがある症状がある方」を確認した場合の基本的な対応方法（例）

1. 「感染の疑いがある症状がある方」を確認した場合、速やかに「受入地域団体の担当者」に報告

※同行する学校・団体（旅行会社）の担当者と対応状況を共有して、その後の対応を相談するため

2. 「感染の疑いがある症状がある方」の「受診」が必要かどうか「相談」すること

「いきなり医療機関への受診」に行かずに、「受診」が必要かどうかの相談すること

【相談先】各都道府県の帰国者・接触者相談センター、かかりつけ医等

地域によっては医師会や診療所等でも「相談」を受け付けている場合もある（要確認）。

各都道府県の感染予防に係るウェブサイトを確認できる。

3. 「受診が必要かどうかの相談をした後」の対応

「受診は不要」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

「受診が必要」の場合：「医療機関の帰国者・接触者外来」で受診し、「検査」が必要か判断してもらうこと

4. 「検査が必要かどうかの判断をした後」の対応

「検査は不要」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

「検査が必要」の場合：「検査」で「感染の有無」を判断してもらうこと

5. 「検査結果の判定後」の対応

「検査で陰性」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

「検査で陽性」の場合：感染者として「入院・宿泊療養」を開始する。

※消毒や濃厚接触者調査（※感染者の氏名及び緊急連絡先の名簿の作成）の指示を受けること

参考：感染の疑いがある症状の目安（例）

「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

・症状が4日以上続く場合は必ず相談すること

・症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること

・解熱剤を飲み続けなければならない方も同様にすぐ相談すること

感染の疑いがある症状が生じている者を待機させる場合は、他の参加者や受入家庭等の感染を防ぐために、次の枠内の通りに対応する。

「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）

注：着用による「熱中症」に注意（対策：人との距離をとって外す等）

「咳エチケット」の徹底（ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆うこと、人との距離をとること）

「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと（接触感染の予防）

「着用中・後のマスク」や「不特定多数の方が触る箇所」には極力触らないこと（接触感染の予防）

こまめに「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

「大声を出さないこと」の奨励（近隣の者との日常会話程度は可（但し、「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うことが前提）

「換気」の実施

・窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」、または法令を遵守した空調設備による「常時換気」を行うこと

・寒冷な場面では室温が下がらない範囲で「常時窓開け」する等の工夫をすること

注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）

※必要に応じ、CO2 測定装置で換気状況を常時モニターし、「1000ppm 以下」を維持することも望ましいこと

「保湿」の推奨（乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿すること）

「密集」の回避（休憩時間・待合場所・各受入先等での密集回避、来訪人数の調整（人数制限の実施）

「人と人との身体的距離」の確保（「2m（最低1m）」の間隔の確保に努めること）

「他人と共用する物品」や「手が頻回に触れる機会」を減らす工夫をすること

共用部のトイレにおける手洗の徹底やタオルの共用禁止

衣服等のこまめな「洗濯」（長期宿泊の場合は参加者（子供達）の衣服等も）

「飲食等による感染防止」の徹底

特に感染リスクが高まる「5つの場面」での感染予防の徹底（「参加の自粛」も含む）

受入直前と受入期間の朝の体温測定・健康チェック

・受入直前と受入期間中の朝に体温測定・健康チェックを行うこと

・参加者（子供達）は感染の疑いがある症状が生じた時は受入家庭等の受入関係者に申し出ること

・「感染の疑いのある症状がある場合」は「かかりつけ医」や「各都道府県の帰国者・接触者相談センター」等に相談すること

参考：受入中に「感染の疑いがある方」の基本的な待機の仕方

事前に「他の参加者」と区分して「待機する部屋等」を決めておく

「感染の疑われる参加者」がいる場合、「室内で待機」し、「隙間ができないよう適切なマスクの着用を行うこと」をお願いし、「外に出ない」ようにお願いすること（「他の参加者」も同様）

食事も「待機部屋」に届けて、「他の参加者との接触」を避けること

「その参加者と対応するスタッフ」も「限定」すること（対応時には「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと）

参考 「受入場面ごとの基本的な感染予防策」の要点整理

場面1. 自動車による移動

1. 「感染を起こす場面・箇所等」の想定（リスク評価）

- 「飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - ・「人と人との距離（できるだけ2 m（最低1 m）」を確保できない場面
 - ・「近距離での会話」が起きる場面等
 - 「接触感染」を起こす箇所を想定すること
 - ・ドアノブ・ハンドル・トランク・シート・手すり・窓のスイッチ・荷物等
 - 「マイクロ飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - 車内で「三つの密」が生じる場面、大声を出したくなる場面、歌いたくなる場面等
 - 乗車前の「手指衛生の実施」を想定すること
 - ・「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の選択・実施場所の確認
- 注：アルコール消毒液が引火しないように配置に気をつけること（特に「火気を扱う場所）」

2. 「受入前（準備段階）」に取り組む基本的な感染予防策

- 事前に想定した「人が接触する箇所」の清拭消毒
 - ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること
- 【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】**

 1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
 2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
 3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
 4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
 5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
 6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）

- 「自動車の窓」の開閉具合を確認すること（「窓開け換気」のため）
- 「自動車のエアコン」で換気する場合は「外気モード」に設定する方法を確認すること
- 乗車前に「手指衛生」を図るための準備
 - 【「石鹸・流水による手洗い」の場合の用意】**
 - 石鹸、ペーパータオル（または各自のタオル・ハンカチ（共用禁止））、ペーパータオルを捨てるビニール袋
 - 【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合の準備】**
 - 「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※））」を用意し、玄関等に配置すること

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

3. 「各受入家庭と参加者（子供達）」が共同で取り組む基本的な感染予防策

(1) 「乗車前」の基本的な感染予防策

□乗車前の「健康チェック」

※「感染の疑いがある症状がある方」の対応：その場で受入地域団体に相談

□「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「配置」に気をつけること、「空中噴霧」の禁止

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

□乗車前から「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）

(2) 「移動中」の基本的な感染予防策

□「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）

□「咳エチケット」の徹底（マスクを着けていない時は「ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆う」こと）

□車内の換気（「2箇所以上の窓」を開けること、または「外気モード」に設定した車内のエアコンの使用）

□車内では「必要な時以外は話さない」こと（「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うことが前提）

□「大きな声を出すこと」、「歌うこと」は禁止

□「着用中・後のマスク」や「不特定多数の方が触る箇所」には極力触らないこと（接触感染の予防）

□「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと

参考：バス業界の感染予防対策ガイドラインにおける「運行中」の対応

- ・乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
- ・エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・利用状況を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努める。
- ・運賃・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒を行う。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

出典：「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年6月8日）

公益社団法人日本バス協会

場面2. 受入家庭の居宅に到着した直後

1. 「感染を起こす場面・箇所等」の想定（リスク評価）

- 「飛沫感染」を起こす場面を想定すること
「人と人との距離（できるだけ2m（最低1m）」を確保できない場面、「近距離での会話」が起きる場面等
- 「接触感染」を起こす箇所を想定すること
 - 【自動車の降車前】自家用車のドアノブ・ハンドル・トランク・シート・手すり・窓のスイッチ等
 - 【自宅に入る際】玄関のドアノブ等
- 到着直後に「三つの密」が生じる場面を想定すること（例：自宅に入る際の玄関等）
- 到着直後の「手指衛生の実施」を想定すること
「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の選択と実施場所の確認
注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

2. 「受入前（準備段階）」に取り組む基本的な感染予防策

- 事前に想定した「人が接触する箇所」の清拭消毒
 - ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること
 - 【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】
 1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
 2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
 3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
 4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
 5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
 6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。
- 参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）
- 「換気」の準備
 - ・窓開けによる「こまめな換気（または常時換気）」または法令を遵守した空調設備による「常時換気」の選択
 - ・「窓開け換気」の場合は窓の開閉具合を確認
 - 注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）
 - 注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）
- 自宅に入る際に「人と人との距離」を確保するために「一度に入る人数・順番」等を検討すること
- 自宅に入る際の「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の準備
 - 【「石鹸・流水による手洗い」の場合の準備】
石鹸、ペーパータオル（または各自のタオル・ハンカチ（共用禁止））、ペーパータオルを捨てるビニール袋
 - 【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合の準備】
「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※））」を用意し、玄関等に配置すること
- （※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。
- 注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

3. 「各受入家庭と参加者（子供達）」が共同で取り組む基本的な感染予防策

【受入家庭の居宅に入る前】

□「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）

注：着用による「熱中症」に注意（対策：人との距離をとって外す、日陰等で休憩、水分補給等）

□「咳エチケット」の徹底（マスクを着けていない時は「ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆う」こと）

□「着用中・着用後のマスクや不特定多数が接触する箇所」には極力触らないこと

□「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと

□自宅に入る際に「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施

【「石鹸・流水による手洗い」の場合】

・最も近い手洗い場を案内すること

・手洗後は「ペーパータオル」か「各自のタオル・ハンカチ（共用禁止）」で手指を拭くこと

・「使用したペーパータオル」は「ビニール製のゴミ袋」に入れて・縛って・捨てること（燃えるゴミ）

【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合】

・玄関等に配置した「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」で「手指消毒」を行うこと

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

□居宅に入る際は「一度に入る人数・順番等」を工夫すること（「三つの密」の回避）

□できる限り、「使用した自動車」はしばらく窓を開けて「換気」すること

【受入家庭の居宅に入った直後】

□「大声を出さないこと」の奨励（近隣の者との日常会話程度は可（但し、「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うことが前提）

□「真正面の位置での会話」、「人混みや近距離での会話・発声」を避けること

□できる限り、すぐに「洗顔」、「着替えること」、「シャワーを浴びること」

場面3. 共同調理

1. 「感染を起こす場面・箇所等」の想定 (リスク評価)

- 「飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - ・「人と人との距離 (できるだけ2 m (最低1 m))」を確保できない場面、「近距離での会話」が起きる場面等
 - 「接触感染」を起こす箇所・器具を想定すること
 - ・「人が接触する箇所」の例：テーブル・イスの取手・ドアノブ・手すり・スイッチ・洗面所・トイレ等
 - ・「調理器具、食器」の例：調理で使用する包丁・まな板・菜箸・トング・お玉・皿・食材等
 - 「マイクロ飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - ・「三つの密」が生じる場面を想定すること (「大人数 (10人以上) を想定」での調理) は行わないこと
 - 調理前・調理中の「手指衛生の実施」を想定すること
 - ・「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の選択と実施場所の確認
- 注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

2. 「受入前 (準備段階)」に取り組む基本的な感染予防策

- 事前に想定した「人が接触する箇所」の清拭消毒
 - ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること

【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】

 1. 熱水 (食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす (※火傷に注意))
 2. 塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム)
 3. 洗剤 (界面活性剤) (※「有効な製品リスト」の公開 (「NITE洗剤リスト」でネット検索))
 4. 次亜塩素酸水 (※令和2年7月に追加)
 5. アルコール (濃度70%以上95%以下のエタノール)
 6. 亜塩素酸水 (※令和3年3月に追加)

※2～6は「清拭消毒 (モノを拭き取ることで消毒する方法)」で使用できる。

参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き (容器には必ず「飲んではいけない (危険)」等の表記をすること)
- 「使用する調理器具や食器」の洗浄 (例：食器用洗剤による洗浄、熱水消毒 (80℃の熱水に10分間さらす))
- 「換気」の準備
 - ・窓開けによる「こまめな換気 (または常時換気)」または法令を遵守した空調設備による「常時換気」の選択
 - ・「窓開け換気」の場合は窓の開閉具合を確認

注：「通常家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い (空気の循環のみ)

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明 (通過する空気量が換気量に比べて少ない)
- 自宅に入る際に「人と人との距離」を確保するために「一度に入る人数・順番」等を検討すること
- 自宅に入る際の「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の準備
 - 【「石鹸・流水による手洗い」の場合の用意】**
 - 石鹸、ペーパータオル (または各自のタオル・ハンカチ (共用禁止))、ペーパータオルを捨てるビニール袋
 - 【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合の準備】**
 - 「アルコール消毒液 (70%以上のエタノール (※))」を用意し、配置すること

(※) 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止
- 「密集の回避」と「人と人との身体的距離」のために「作業の順番・人数設定等の工夫」を検討すること
 - ・「2 m (最低1 m)」の間隔の確保に努めること

3. 「各受入家庭と参加者（子供達）」が共同で取り組む基本的な感染予防策

- 「密集」の回避（作業中・休憩時間）
 - 「人と人との身体的距離」の確保（「2m（最低1m）」の間隔の確保に努めること）
 - 「密集の回避」、「人と人との距離の確保」のために工夫した「作業の順番・人数設定等」の工夫
 - 「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）
注：着用による「熱中症」に注意（対策：人との距離をとって外す、涼しい場所で休憩、水分補給等）
 - 「咳エチケット」の徹底（マスクを着けていない時は「ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆う」こと）
 - 「大声を出さないこと」の奨励（近隣の者との日常会話程度は可（但し、「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うことが前提）
 - 「着用中・着用後のマスクや必要のない箇所」には極力触らないこと（「接触感染」の予防）
 - 「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと（「接触感染」の予防）
 - こまめに「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施
 - ※「調理中に手袋を使用した場合」は「手袋を外した直後」にも行うこと
理由：手袋を外す際に、手袋に付着したウイルスが手指に付着する可能性もあるため
 - 【「石鹸・流水による手洗い」の場合】
 - ・最も近い手洗い場を案内すること
 - ・手洗後は「ペーパータオル」か「各自のタオル・ハンカチ（共用禁止）」での手指を拭くこと
 - ・使用したペーパータオルは「ビニール製のゴミ袋」に入れて・縛って・捨てること（燃えるゴミ）
 - 【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合】
 - ・「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」で「手指消毒」を行うこと
- （※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。
- 注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択
 - 注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止
 - 注：参加者（子供達）に「アルコール消毒液は引火する危険性があること」を注意喚起すること
- 「換気」の実施
 - ・窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」、または法令を遵守した空調設備による「常時換気」を行うこと
 - ・寒冷な場面では室温が下がらない範囲で「常時窓開け」する等の工夫をすること注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）
注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）
※必要に応じ、CO2測定装置で換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと
- 「保湿」の推奨（乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿すること）
- 「料理」は小分けにすること
- 「スプーン、箸、皿、グラス等」の食器の共有、使い回しは避けること（共用禁止）
- 「トング、菜箸等」は頻りに消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促すこと

場面4. 食事

1. 「感染を起こす場面・箇所等」の想定（リスク評価）

- 「飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - ・「人と人との距離（できるだけ2m（最低1m）」を確保できない場面、「近距離での会話」が起きる場面等
 - 「接触感染」を起こす箇所・器具を想定すること
 - ・「人が接触する箇所」の例：テーブル・イスの取手・ドアノブ・手すり・スイッチ・洗面所・トイレ等
 - ・「調理器具、食器」の例：調理で使用する包丁・まな板・菜箸・トング・お玉・皿・食材等
 - 「マイクロ飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - ・「三つの密」が生じる場面を想定すること（「大人数（「10人以上」を想定）での調理」は行わないこと）
 - 食事前の「手指衛生の実施」を想定すること
 - ・「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の選択と実施場所の確認
- 注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

2. 「受入前（準備段階）」に取り組む基本的な感染予防策

- 事前に想定した「人が接触する箇所」の清拭消毒
 - ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること

【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】

 1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
 2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
 3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE洗剤リスト」でネット検索））
 4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
 5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
 6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）
- 「使用する調理器具や食器」の洗浄（例：食器用洗剤による洗浄、熱水消毒（80℃の熱水に10分間さらす））
- 「換気」の準備
 - ・窓開けによる「こまめな換気（または常時換気）」または法令を遵守した空調設備による「常時換気」の選択
 - ・「窓開け換気」の場合は窓の開閉具合を確認

注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）
- 食事前の「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の準備
 - 【「石鹸・流水による手洗い」の場合の準備】
 - 石鹸、ペーパータオル（または各自のタオル・ハンカチ（共用禁止））、ペーパータオルを捨てるビニール袋
 - 【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合の準備】
 - 「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※））」を用意し、配置すること

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止
- 「密集の回避」と「人と人との身体的距離」のために「食事の人数設定・配置の工夫」を検討すること
 - ・「2m（最低1m）」の間隔の確保に努めること（例：「互い違いに座る」、「椅子の数や配置」の工夫）

【「真正面の位置に座る必要がある場合」の対策例】

□ 「パーティションや飛沫防止用のシート（ビニール製のカーテン等）」を設置して、「それらを挟む位置で座る」こと

注：火災予防のために「飛沫防止用のシート」は「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近く」に原則設置しないこと

注：「これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合」にあつては、「燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）」を使用すること



3. 「各受入家庭及び参加者（子供達）」が共同で取り組む基本的な感染予防策

(1) 食事全般の取組

□食事前に「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施

※「調理中に手袋を使用した場合」は「手袋を外した直後」にも行うこと

理由：手袋を外す際に、手袋に付着したウイルスが手指に付着する可能性もあるため

【「石鹸・流水による手洗い」の場合】

- ・手洗後は「ペーパータオル」か「各自のタオル・ハンカチ（共用禁止）」での手指を拭くこと
- ・使用したペーパータオルは「ビニール製のゴミ袋」に入れて・縛って・捨てること（燃えるゴミ）

【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合】

- ・「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」で「手指消毒」を行うこと

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

注：参加者（子供達）に「アルコール消毒液は引火する危険性があること」を注意喚起すること

□「密集の回避」と「人と人との身体的距離」のために工夫した「食事の人数設定・配置」を実行すること

- ・「2m(最低1m)」の間隔の確保に努めること（例：「互い違いに座る」、「椅子の数や配置」の工夫）
- ・「パーティションや飛沫防止用のシート（ビニール製のカーテン等）」を設置している場合は「それらを挟む位置で座る」こと

注：「飛沫防止用のシート」が「燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品等）」ではない場合は「火災予防」のために「火気」や「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるもの」を近づけないこと

□「マスク会食」または「黙食」の実施（マスクを着用していない時は会話を控えること）

□「大声を出さないこと」の奨励（近隣の者との日常会話程度は可（但し、「隙間ができないよう適切なマスクの着用を行うこと」が前提）

□「咳エチケット」の徹底（マスクを着けていない時は「ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆う」こと）

□「換気」の実施

- ・窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」、または法令を遵守した空調設備による「常時換気」を行うこと
- ・寒冷的場面では室温が下らない範囲で「常時窓開け」する等の工夫をすること

注：「通常家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）

※必要に応じ、CO2測定装置で換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと

□「保湿」の推奨（乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿すること）

□「料理」は小分けにすること

□「スプーン、箸、皿、グラス等」の食器の共有、使い回しは避けること（共用禁止）

□「トング、菜箸等」は頻りに消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促すこと

(2) 調理器具や食器等の洗浄

□「使用する調理器具や食器」の洗浄（例：食器用洗剤による洗浄、熱水消毒（80℃の熱水に10分間さらす））

場面5. トイレ

1. 「感染を起こす場面・箇所等」の想定（リスク評価）

- 「汚物による飛沫拡散」を想定すること
注：汚物の中にウイルスが含まれている場合がある
- 「接触感染」を起こす箇所を想定すること
【例】ドアノブ・便器・トイレットペーパーのカバー・水洗レバー・スイッチ等
- 「人と人との距離の確保」がなされない場面を想定すること
【例】トイレ前で並ぶ時
- 使用後の「手指衛生の実施」を想定すること
・「石鹼・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の選択・実施場所
注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹼・流水による手洗い」を選択

2. 「受入前（準備段階）」に取り組む「基本的な感染予防策」

- 事前に想定した「人が接触する箇所」の清拭消毒
 - ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること

【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】

 1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
 2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
 3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
 4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
 5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
 6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

 - ・「洋式トイレの便器」は「蓋の表→蓋の裏→便座の表面→便座の裏→便器」の順番で拭き取ること
 - 注：拭き取りは「一方向」で行うこと（往復させないこと）※ウイルスを塗り広げる恐れがある。
 - 注：1箇所を拭き取るごとに「ペーパータオル等」を交換すること
 - 注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）
- 「便器内」の清掃は通常の「トイレの家庭用洗剤」で行うこと
- 「トイレの蓋を閉めて汚物を流す」ことを表示すること（汚物に含まれるウイルスの飛散防止）
- 使用後のために「石鹼・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の準備
 - 【「石鹼・流水による手洗い」の場合の用意】
 - 石鹼、ペーパータオル（または各自のタオル・ハンカチ（共用禁止））、ペーパータオルを捨てるビニール袋
 - 【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合の準備】
 - 「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※））」を用意し、配置すること

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止
- 「換気」の準備
 - ・窓開けによる「こまめな換気（または常時換気）」または法令を遵守した空調設備による「常時換気」の準備
 - ・「窓開け換気」の場合は窓の開閉具合を確認
 - ・「トイレの換気扇」の稼働具合の確認

3. 「各受入家庭及び参加者（子供達）」と共同で取り組む基本的な感染予防策

□使用前に列ができる場合は「人と人との距離の確保」に気をつけること

□汚物は「トイレの蓋を閉めて流す」こと

注：流水による「ウイルスを含む汚物の飛沫拡散」を防止するため

□使用後の「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施

【「石鹸・流水による手洗い」の場合】

- ・手洗い後は「ペーパータオル」か「各自のタオル・ハンカチ（共用禁止）」での手指を拭くこと
- ・使用したペーパータオルは「ビニール製のゴミ袋」に入れて・縛って・捨てること（燃えるゴミ）

【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合】

- ・「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」で「手指消毒」を行うこと

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

□「換気」の実施

- ・トイレの換気扇で「常時換気」を行うこと
- ・窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」を行うこと

場面6. 自宅での入浴

1. 「感染を起こす場面・箇所等」の想定（リスク評価）

□「感染リスク」を「更衣室・浴室内・化粧台」に分けてリスク評価すること

□「飛沫感染」を起こす場面を想定すること

- ・入浴前から入浴後までの間に「人と人との距離（できるだけ2m（最低1m）」を確保できない場面
- ・入浴前から入浴後までの間に「近距離での会話」が起きる場面等

□「接触感染」を起こす箇所・器具を想定すること

【「人が接触する箇所」の例】ドアノブ、セキュリティロック、脱衣カゴ、参加者の衣服・備品等

注：入浴時はマスクを外す場面であること

注：参加者等の衣服や備品にウイルスが付着している場合があること

□「マイクロ飛沫感染」を起こす場面を想定すること

- ・入浴前から入浴後までの間に「三つの密」が生じる場面を想定すること

□入浴後の「手指衛生の実施」を想定すること

- ・「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の選択と実施場所の確認

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

2. 「受入前（準備段階）」に取り組む基本的な感染予防策

□事前に想定した「人が接触する箇所」の清拭消毒

- ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること

【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】

1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

注：拭き取りは「一方向」で行うこと（往復させないこと）※ウイルスを塗り広げる恐れがある。

注：1箇所を拭き取るごとに「ペーパータオル等」を交換すること

注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）

□「バスタブ等の清掃」は通常の「風呂場の家庭用洗剤」で行うこと

□各参加者に「清潔なタオル、ブラシ等の持参」をお願いすること（共用禁止）

□入浴後の「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の準備

【「石鹸・流水による手洗い」の場合の用意】

石鹸、ペーパータオル（または各自のタオル・ハンカチ（共用禁止））、ペーパータオルを捨てるビニール袋

【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合の準備】

「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※））」を用意し、配置すること

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

□「換気」の準備

- ・「窓開け換気」の場合は「窓の開閉具合」、「風通しの具合」の確認
- ・「風呂場や更衣室の換気扇」の稼働具合の確認

□「密集の回避」と「人と人との身体的距離」のために「1名当たりの入浴時間・順番等」を検討すること

3. 「各受入家庭及び参加者」が共同で取り組む基本的な感染予防策

- 「タオル、ブラシ等」は各参加者が持参したものを使用すること（共用禁止）
- 「複数人による入浴」の禁止（一人ずつの交代）
- 「着用中・着用後のマスクや必要のない箇所」には極力触らないこと（「接触感染」の予防）
- 「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと（「接触感染」の予防）
- 「湯船には入る前」に体をお湯で流すこと（体や髪等を石鹸やシャンプーで洗い流すこと）
- 「換気」の実施
 - ・ 風呂場や更衣室の換気扇で「常時換気」を行うこと
 - ・ 入浴者がいない間に窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」を行うこと
- 入浴して着替えた後での「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施

注：入浴時はマスクを外す場面であること

注：参加者等の衣服や備品にウイルスが付着している可能性がある

【「石鹸・流水による手洗い」の場合】

- ・ 手洗い後は「ペーパータオル」か「各自のタオル・ハンカチ（共用禁止）」での手指を拭くこと
- ・ 使用したペーパータオルは「ビニール製のゴミ袋」に入れて・縛って・捨てること（燃えるゴミ）

【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合】

- ・ 「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」で「手指消毒」を行うこと

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

場面7. 洗面所（手洗い・洗顔・歯磨き）

1. 「感染を起こす場面・箇所等」の想定（リスク評価）

- 「飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - ・手洗い・洗顔・歯磨きの際に「人と人との距離（できるだけ2m（最低1m）」を確保できない場面
 - ・手洗い・洗顔・歯磨きの際に「近距離での会話」が起きる場面等
- 「接触感染」を起こす箇所・器具を想定すること
 - 注：洗面所の周辺には唾液の拡散によってウイルスが付着している可能性がある
 - 【「人が接触する箇所」の例】洗面所、蛇口、ドアノブ、セキュリティロック、備品等
- 「マイクロ飛沫感染」を起こす場面を想定すること
 - ・手洗い・洗顔・歯磨きの際に「三つの密」が生じる場面を想定すること
- 「手指衛生の実施」を想定すること
 - 「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の選択・実施場所
 - 注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

2. 「受入前（準備段階）」に取り組む基本的な感染予防策

- 事前に想定した「人が接触する箇所」の清拭消毒
 - ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること
 - 【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】
 1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
 2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
 3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE洗剤リスト」でネット検索））
 4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
 5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
 6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。
- 参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- 注：洗面所の周辺には唾液の拡散によってウイルスが付着している可能性がある
- 注：拭き取りは「一方向」で行うこと（往復させないこと）※ウイルスを塗り広げる恐れがある。
- 注：1箇所を拭き取るごとに「ペーパータオル等」を交換すること
- 注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）
- 各参加者に「清潔なタオル・歯磨き粉・歯ブラシ等の備品の持参」をお願いすること（共用禁止）
- 「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の準備
- 「換気」の準備
 - ・「窓開け換気」のための「窓の開閉具合」、「風通しの具合」の確認
 - ・「洗面所の換気扇」の稼働具合の確認

3. 「各受入家庭及び参加者」が共同で取り組む基本的な感染予防策

- 「複数人による同時使用」の禁止（順番の検討・並ぶ位置の指定等）
 - 各参加者が持参した「清潔なタオル・歯磨き粉・歯ブラシ等の備品」を使用すること（共用禁止）
 - 「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うこと（着用方法について、例えば厚生労働省 HP 「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）
注：洗顔や歯磨きの際にマスクを外しても「会話」はしないこと
 - 「咳エチケット」の徹底（マスクを着けていない時は「ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆う」こと）
 - 「大声を出さないこと」の奨励（近隣の者との日常会話程度は可（但し、「隙間ができないよう適切なマスクの着用」を行うことが前提）
 - 「着用中・着用後のマスクや必要のない箇所」には極力触らないこと（「接触感染」の予防）
 - 「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと（「接触感染」の予防）
 - 「換気」の実施
 - ・ 洗面所の換気扇で「常時換気」を行うこと
 - ・ 窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」を行うこと
 - 使用後の「石鹼・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施
注：洗面所の周辺には唾液の拡散によってウイルスが付着している可能性がある
 - 【「石鹼・流水による手洗い」の場合】
 - ・ 手洗後は「ペーパータオル」か「各自のタオル・ハンカチ（共用禁止）」での手指を拭くこと
 - ・ 使用したペーパータオルは「ビニール製のゴミ袋」に入れて・縛って・捨てること（燃えるゴミ）
 - 【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合】
 - ・ 「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」で「手指消毒」を行うこと
- （※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。
- 注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹼・流水による手洗い」を選択
- 注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止